



第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして

第1期計画を引き継ぎ、『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とします。

地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

子どもはまちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きる子ども一人ひとりが伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

その実現のために、市民と行政が一体となって、子どもと子育て家庭を支援していきます。



2. 基本方針と基本施策

基本理念に沿った子ども・子育て支援施策を推進するための基本方針を「子ども」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から以下のとおり設定します。

また、「基本理念」に沿った3つの「基本方針」の視点から、12の「基本施策」を推進します。

基本理念

「子どもの笑顔が輝き、生き生きと
子育てできるまち・ふなばし」をめざして

基本方針

基本方針1

子ども

次代を担う子ども
一人ひとりが
夢と希望を持って、
心豊かに育つことのできる
まちをめざします。

基本方針2

親・家庭

保護者一人ひとりが、
喜びや生きがいを
感じながら、
子育てのできる
まちをめざします。

基本方針3

地域・社会

地域や社会を構成する
一人ひとりが、
子どもや子育て家庭への
理解を深め、
お互いに支え合える
まちをめざします。



基本施策

子どもが健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりの子どもが安心して過ごし、きめ細かで充実した教育・保育が受けられる環境を整備することが必要です。

本市では、すべての子どもが瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。

保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、すべての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。

本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。

子どもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、子どもの育ちや保護者の子育てを理解し、支え合うことが必要です。

本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、子どもを産み育てやすく、子どもが安心して生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

1 乳幼児期の教育・保育の充実

2 子どもの居場所づくり

3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

4 母子保健の充実

5 親子のふれあいの場づくり

6 多様な子育て支援サービスの充実

7 情報提供・相談体制の整備

8 ひとり親家庭等の自立支援の推進

9 経済的支援の実施

10 子育てを支援する地域社会づくり

11 児童虐待防止対策の充実

12 仕事と家庭の両立支援の推進



